

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	19 件

京都国民年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月まで
② 昭和 63 年 12 月
③ 平成 2 年 1 月及び同年 2 月

私は、昭和 62 年 7 月末に会社を退職したので国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月までについて、申立人には、62 年 10 月に国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号(*)が A 市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同手帳記号番号により、同市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストを見ると、当該期間の保険料は、同年 10 月 30 日及び 63 年 1 月 4 日に納付されていることが確認できる。

また、当該期間の国民年金保険料はオンライン記録によれば、「誤適用者」として昭和 63 年 7 月 16 日に還付決議され、同年 8 月 25 日に還付されている。

しかし、国民年金の被保険者は国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者等で被用者年金各法の被保険者等を除くとされており、当該期間については、申立人が A 市に住所地を有していることは戸籍の附票上からも明

らかであり、他の被用者年金にも加入していないことから、当該期間は国民年金の被保険者期間であり、国民年金保険料を還付する対象期間ではないことから、還付事務処理が適切に行われなかったものとみるのが相当である。

一方、申立人は、申立期間①のうち昭和 63 年 2 月、申立期間②及び③についても国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、上記の A 市の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①のうち、昭和 63 年 2 月については、同年 3 月分と共に未納であることが確認でき、申立期間②及び③については、同年 4 月以降、被保険者資格が取り消されていることが確認できることから、上記の同手帳記号番号では国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②及び③については、別途、申立人に国民年金手帳記号番号(*)が B 県 C 市において平成 5 年 7 月に払い出された際に、被保険者期間として追加されたことが、オンライン記録により確認でき、この追加処理が行われた時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①のうち昭和 63 年 2 月、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

平成21年9月30日付けA社会保険事務所(当時)の回答では、私が特例納付した国民年金保険料は、20歳前の期間であったので20歳に到達する昭和38年*月から39年*月までの期間に充当したが、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間であるとして平成20年4月28日付けで還付決定したとされている。今になって還付する措置には納得できないので、申立期間を納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「納付書・領収証書」により、申立人は、昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料を、54年10月29日及び55年4月23日に申立人の夫と一緒に当時実施されていた第3回目の特例納付により納付していることが確認できる。しかし、当該期間は申立人の20歳前の期間であったため、38年*月から39年*月までの保険料に更正処理していることが当時の被保険者台帳である特殊台帳により確認できるが、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間(ただし、昭和42年9月14日に脱退手当金支給済み)であることが判明したため、平成20年4月28日に、誤適用者として還付決定されている。

しかしながら、申立人が特例納付した国民年金保険料の納付済期間については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後の国民年金の未納期間に変更することが必要であったにもかかわらず、その措置が採られておらず、

行政側の不適切な事務処理がうかがわれることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までを納付したものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事務所（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は、A事務所から株式会社C（関連会社）に転籍するときに資格喪失日が平成2年12月31日となっているが、同期間において空白が生じることはない。転籍前と転籍後の給与において厚生年金保険料が控除されているので調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人が保管している賃金台帳及び当該事業所の事業主の供述から、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について誤った届出をし、社会保険事務所（当時）には当該保険料を納付していない旨回答していることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成2年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付

した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店（現在は、C支店）における資格取得日に係る記録を昭和22年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は60円、同年4月は420円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年5月22日まで

私は、株式会社AのD支店に勤務していたが、昭和22年3月ごろに内部異動により、同社B支店に異動になった。ねんきん定期便によると、22年3月1日に資格喪失後、同年5月22日再取得となっており、同年3月から同年4月までの厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが提出した在職証明書及び当該事業所が保管する履歴表（労働者名簿兼用）の記載から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の履歴表（労働者名簿兼用）における「昭和22年2月25日B支店勤務ヲ命ズ」の記載及び申立人が辞令を受けた後昭和22年3月1日ごろに異動したとしていることから判断して、株式会社AのB支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の履歴表（労働者名簿

兼用)の俸給の記載から、昭和22年3月は60円、同年4月は420円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

私は、株式会社Aを昭和62年5月31日で退職した。厚生年金保険料が同年5月分まで控除されている給与明細書を保管しているため、同社の資格喪失年月日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書、株式会社Aの回答書及び雇用保険の記録から、申立人が同社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を昭和62年6月1日と届け出ており、保険料を納付したと回答しているが、社会保険事務所（当時）に届出をしたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和26年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月19日から同年7月10日まで
② 昭和26年3月31日から同年4月1日まで

A株式会社（現在はB株式会社）D所E工場に昭和22年5月19日に入社し、同日付けの辞令も保管しているが、オンライン記録では資格取得日が同年7月10日になっているのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、A株式会社に昭和22年5月19日に入社し、59年11月20日に定年退職するまで休職・退職をしたことはないが、オンライン記録では26年3月の1か月間が未加入となっているのはおかしいので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B株式会社が保管する人事記録、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(同社C部から同社F工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社F工場は昭和26年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同僚の供述から、同日までの社会保

険事務は、同社C部において一括管理されていたことが確認できることから、申立人の同社C部における資格喪失日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部に係る昭和26年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和26年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、B株式会社の人事記録により、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかし、B株式会社に照会したところ、「申立期間当時の賃金台帳等関連資料が保管されていないため、厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており、申立期間①において、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、B株式会社の年金記録担当者は、「申立期間当時は、入社後の一定期間については厚生年金保険に加入させていなかったようである。」と述べている上、申立人を記憶している同僚についても、同人が記憶している入社日から厚生年金保険に加入するまで空白期間が確認できることから、当時の同社における厚生年金保険の加入については、同担当者の供述どおり、入社後相当期間経過後に手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立期間①について申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は30万円、申立期間④は42万円、申立期間⑤は28万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③及び⑥に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立てに係る標準賞与額の記録を申立期間③は27万円、申立期間⑥は23万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年12月21日
③ 平成18年8月9日
④ 平成18年12月26日
⑤ 平成19年7月20日
⑥ 平成19年12月27日

株式会社Aに勤務中の、平成16年の冬、17年の冬、18年の夏・冬及び19年の夏・冬の各賞与の支給額と社会保険事務所（当時）に届けられている

標準賞与額に差違があると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主の届出により、平成22年3月26日付けで、申立期間②は30万円、申立期間④は42万円及び申立期間⑤は28万8,000円と記録されている。ただし、当該記録については、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金計算の基礎となる標準賞与額とはならないとされている。

しかし、申立人が所持する賞与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、申立期間②、④及び⑤について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、上記賞与明細書及び支給控除項目一覧表の保険料控除額から、申立期間②は30万円、申立期間④は42万円、申立期間⑤は28万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間③及び⑥については、申立人が所持している賞与支給明細書及び事業主が保管している支給控除項目一覧表から、オンライン記録における標準賞与額に見合う保険料額以上の保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、申立人の申立期間③及び⑥の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、申立期間③は27万円、申立期間⑥は23万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により賞与支給明細書で確認できる保険料控除額又は賞与額に見合う標準賞与額を届け出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①における標準賞与額については、賞与支給明細書に記載さ

れている厚生年金保険料控除額から算出される標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を昭和23年6月7日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月11日から22年1月15日まで
② 昭和23年6月7日から同年11月1日まで

私は、昭和21年11月11日にA株式会社に入社し、平成7年8月までの間、途中退職することなくC株式会社及びその系列の会社に勤務していたが、申立期間①の2か月、申立期間②の5か月の2回の期間で厚生年金保険の加入記録が空白となっているので調査の上、訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A株式会社の後継事業所であるC株式会社の人事労務部門を統括する株式会社Dから回答があった人事記録及び申立期間当時の同僚等の供述から、申立人が昭和22年1月1日にA株式会社E所に採用され、昭和26年5月1日にC株式会社に引継ぎ採用されるまで、継続してA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②について、株式会社Dは、「A株式会社に昭和22年1月1日工員として正式採用以降、平成2年8月に退職するまで継続して勤務しており、給与を支給していたので、保険料は控除していた。」旨回答しており、

複数の同僚も「申立人は確かにB所に勤務していた。正社員に間違いない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、上記人事記録から判断して、A株式会社B所における資格取得日を昭和23年6月7日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年11月の記録から、3,900円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、株式会社Dは、C株式会社における申立期間当時の資料は保管されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、株式会社Dに照会したが、申立期間当時の上記人事記録以外の関連資料等は保管年限を経過したため廃棄され残っておらず、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、株式会社Dは、「申立期間のうち、昭和21年11月11日から同年12月31日までは、人事記録によると臨時採用とあり、当時、臨時採用期間は厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえることから、未加入だったと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時勤務していた複数の同僚は「臨時採用の期間は、厚生年金には加入していなかった。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1979（事案 1702 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社 A における資格喪失日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 31 日から 63 年 7 月 21 日まで

平成 21 年 11 月 25 日付けの申立てについて、22 年 4 月 30 日付けの第三者委員会の通知において、申立期間のうち、有限会社 B に勤務した昭和 59 年 7 月 31 日から 63 年 7 月 21 日までの期間については年金記録の訂正は必要でないと言われたが、59 年 4 月分から 10 月分までの給料支給明細書を添付した上で、申立期間を 59 年 7 月 31 日から 63 年 7 月 21 日までに訂正し、再度申立てをする。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 有限会社 B の代表取締役、申立人及び元同僚の 3 人は、申立期間の始期である昭和 59 年 7 月 31 日に株式会社 A において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること、ii) 申立人は、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 59 年 8 月に健康保険証を返却した旨の記載がある上、備考欄に「任継」と記載されていることから、申立人は当該事業所において健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが推認できること、iii) 申立人の株式会社 A における雇用保険の加入記録の離職

日は昭和 59 年 7 月 30 日であり、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日と一致していること、iv) オンライン記録において、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、他に同社名を有する厚生年金保険の適用事業所は見当たらないこと、v) 有限会社Bは平成 8 年 6 月に解散しており、申立期間当時の事業主に照会したが、当時の賃金台帳等の関連資料の存否は不明のため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと等を理由として、申立期間のうち、有限会社Bに勤務した昭和 59 年 7 月 31 日から 63 年 7 月 21 日までの期間については、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、昭和 59 年 4 月分から同年 10 月分までの給料支給明細書を新たに提出している。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて、調査したところ、申立人の所持する給料支給明細書の記載及び当時の同僚の供述から、申立人は、株式会社Aに昭和 59 年 7 月 31 日まで継続して勤務し、同年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する 7 月分の給料支給明細書の保険料控除額から 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和 59 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る同年 7 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間について、申立人の所持する給料支給明細書には、厚生年金保険料及び健康保険料の合計額 1 万 5,120 円が記載されているが、当該金額は、当時のすべての標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額に合致していない上、申立人の株式会社Aにおける資格喪失時の標準報酬月額 18 万円に基づく健康保険任意継続保険料額と一致している。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について、昭和 59 年 8 月に健康保険証を返却した旨の記載がある上、備考欄に「任継」と記載されていることから、申立人は当該事業所において健

康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが推認できる。

上記の事実及び周辺事情から判断すると、何らかの事情から、有限会社Bの事業主は、昭和59年8月から同年10月までの申立人の給与から、健康保険任意継続保険料を控除していたものと考えられる。

次に、申立期間のうち、昭和59年11月1日から63年7月21日までの期間について、有限会社Bの事業主に対し改めて照会を行ったが、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月1日から63年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日は昭和22年4月1日、資格喪失日は24年5月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年4月から24年4月までの標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から24年5月1日

私は、昭和22年4月1日から株式会社Aに勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、資格喪失日が不明で申立期間の記録が空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年4月1日に被保険者資格を取得し、同年6月及び同年7月における月額変更届が行われた記載はあるが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

また、株式会社Bに照会したが、「当時の資料が保管されていないため、回答することができない。」と供述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

しかし、申立人に係る同被保険者名簿において、昭和24年5月1日資格喪失と記載されている他の同僚が確認でき、申立人に資格喪失日が記載されていないことから、少なくとも申立人は同日まで勤務していたものと推

認できる。

また、申立人と同じ高等学校の同級生で同時入社と同僚二人は、いずれも申立人を記憶しており、「入社から2年後くらいで転職したと思う。」と供述している。

さらに、上記同僚の一人は、出向先の事業所から昭和24年4月1日に株式会社Aに復職した際に、申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、申立人は同年4月まで同社に在籍していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年4月1日、喪失日は24年5月1日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和22年4月から24年4月までの標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和48年12月1日に、資格喪失日に係る記録を49年2月21日に、株式会社AのC支店における資格取得日を同年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月1日から49年3月1日まで

私は、昭和44年4月1日から平成15年9月30日まで、株式会社Aに継続して勤務しているが、同社B支店に転勤していた48年12月から49年2月まで3か月間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが保管する人事記録台帳、雇用保険の記録、D国民健康保険組合の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aの総務部担当者は、「当時は地方においては各支店が適用事業所になっており、給与から厚生年金保険料が控除されなかったとは考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、上記人事記録台帳から、申立人は昭和48年

12月1日に株式会社AのC支店から同社B支店に異動し、49年2月21日に同社B支店から同社C支店に異動したことが認められることから、申立人に係る同社B支店における資格取得日を48年12月1日、資格喪失日を49年2月21日とし、同社C支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店に係る昭和48年11月及び49年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社AのB支店及び同社C支店はいずれも適用事業所でなくなっており、株式会社Aは不明としている。しかし、同社B支店において、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、社会保険事務所がいずれの機会においても当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等の届出は行われていないと考えられる。また、同社C支店において、事業主が資格取得日を昭和49年2月21日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年3月1日と記録することは考え難い。以上のことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年12月から49年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1982

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、900万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、750万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1984

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、600万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、650万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1986

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、550万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、300万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、450万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、450万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、500万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、400万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月 5 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を98万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

平成18年12月8日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、98万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、平成22年5月7日に当該訂正の届出を行っ

たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を95万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

平成18年12月8日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、95万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、平成22年5月7日に当該訂正の届出を行っ

たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、650万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、650万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、400万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、300万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、450万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、400万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月14日

平成18年8月14日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後、賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、給付に反映されるよう、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が提出した支給控除項目一覧表から、申立人は申立期間において、400万円の賞与が支給され、申立期間当時の標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権

利が時効により消滅した後の平成 22 年 5 月 7 日に当該訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1905

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年3月まで

社会保険事務所(当時)の平成21年10月20日付け「被保険者記録照会回答票」により、国民年金加入履歴が判明したが、加入月数72か月のうち納付月数は30か月となっている。当時、会社は厚生年金保険に加入していなかったため国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。加入手続等は、会社の担当者が行っていたので、私は具体的なことは承知していないが、父親は十分な資力が有ったので、昭和39年*月*日に加入しながら納付しなかったとは考えられず、兄についても一緒に働いていたので、私と同様、保険料を納付していたと思う。

また、私の名前は「A」であるが、上記の回答票では「B」とされており、どの部分が未納となっているのかも確認できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年*月*日に、国民年金に加入しており、当時、申立人の父親は十分な資力が有ったので、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考えられず、申立人の兄と同様に納付していたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するために必要となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月にC市D区において「E」の氏名で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、現

年度保険料である昭和 43 年度分については、43 年 12 月 1 日に一括納付されていることが確認できるものの、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の父親が申立人と同様に国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月に C 市 D 区において払い出され、保険料は同年 4 月から納付されていることが確認できるものの、20 歳になった 37 年*月から 40 年 3 月までの保険料については納付されていないことがオンライン記録により確認できる。

なお、申立人は国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、資格取得日が昭和 39 年*月*日であることを挙げているが、資格取得日は、申立人が 20 歳になることに伴い、その前日が申立人の国民年金被保険者としての資格取得日であることを示すものであり、保険料納付の事実を示すものではない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を「A」「B」を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から45年11月まで
昭和42年前後に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、母親に保険料を預けて、集金人に納付してもらっていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。
なお、「A」を「B」と呼ばれていたことがある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年前後に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親に保険料を預けて、集金人に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和45年12月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、当時の被保険者台帳である特殊台帳において、同年12月10日に任意で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、「B」を含め、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年5月まで

会社を退職後、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が1か月ごとに1万1,000円ぐらいを15回納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、確定申告書（控え）を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金保険料として、1万1,000円ぐらいを15回、1か月ごとに納付したと主張している。

しかしながら、申立期間直後の平成5年6月から6年3月までの国民年金保険料は、7年7月28日に発行された納付書により、同年8月2日以降、10回に分けて、1万500円ずつ過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できるものの、上記の納付書発行時点において、申立期間は、既に時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間の保険料に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

なお、申立人が提出した申立人の父親の平成4年分及び5年分の確定申告書（控え）には、国民年金保険料額が記載されていることが確認できるが、一人分の保険料額であることから、これは国民年金の被保険者である申立人の父親本人の保険料とみるのが相当である。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から62年8月まで
会社を退職後、厚生年金保険につながるように国民年金に加入し、国民年金保険料は毎年、送られてきた納付書により銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後、厚生年金保険につながるように国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は62年9月1日と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年8月までの期間及び同年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から48年8月まで
② 昭和48年9月から49年3月まで

申立期間①については、昭和45年ごろに父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私自身が49年9月ごろに国民年金の加入手続を行った際、結婚したころまで保険料を納付したと記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年ごろに申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立期間について、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間②について、申立人の昭和49年4月10日発行の国民

年金手帳では、申立期間は任意被保険者である旨の記載が認められるものの、当時の被保険者台帳である特殊台帳により、申立人は47年9月28日に国民年金の強制被保険者資格を喪失し、49年4月1日に任意の資格で再取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年8月まで

近所の友達に勧められ、昭和36年4月ごろA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月、同区役所へ出向き納付していた。当時の保険料月額は、100円から150円ぐらいだったと思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろB区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月、同区役所で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立内容とは符合しない上、当時、A市では、「手帳送達方式」による職権強制適用を行っていた時期である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月5日まで納付実績の無い不在国民年金被保険者として管理されていたことがオンライン記録から確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1911 (事案 779 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 44 年 3 月まで
第三者委員会より納付記録の訂正は必要でないとの通知を受けたが、領収書も無く、今となっては証明の方法も無いが、加入当初の国民年金保険料月額は約 100 円であり、翌年には値上がりしたことも記憶しており、再申立てを行う。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 41 年 7 月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、47 年 11 月 18 日付け任意加入と記載されていることから、申立人は同日に加入手続を行ったものと推認され、このことはオンライン記録とも一致している上、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立人の国民年金の加入資格は任意加入となり、国民年金保険料をさかのぼって納付することができなかったものと考えられること、ii) 申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料月額は当初約 100 円であり、翌年には値上がりしたことも記憶しているとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に居住していた A 県 B 市において、別の国民年金手帳記号番

号が払い出されていることが必要であるが、申立期間に係る同市における同手帳記号番号払出簿を縦覧調査するとともに、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」により検索したが、該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられ、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会における当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から55年3月まで

昭和50年ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間については、両親は納付済みとされているのに、私の保険料だけが未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和50年ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間については、両親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容と符合しない上、昭和51年度以降の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストにおいて51年4月から55年3月まで「登載なし」とされており、同市では当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認され、申立期間の保険料を申立人の両親の分と一緒に納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納

付が実施されていた時期ではない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年4月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、月額240円の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

なお、旧姓の「C」姓でも調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、月額240円の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、昭和42年9月に「C」名でB区において国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同払出簿には「資格取消」と記載されており、オンライン記録により納付実績も確認できない上、申立人が納付したと主張する保険料月額は、申立期間の保険料月額と相違する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、上記以外の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から9年3月まで

1年間の予定でA国へ出発することになっていたため、会社を平成8年3月末で退職し、同年4月9日にB県C市役所D支所で平成8年度の国民年金保険料として14万3,559円を前納した。その後、出発が延期となったため、一時、E県で就職し、同年8月7日に出国した。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、納付金額を記載しているスケジュール手帳のコピーを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月9日にC市役所D支所で、申立期間を含む平成8年度の国民年金保険料として14万3,559円を納付したと主張し、これを裏付ける資料として、納付金額が記載されているスケジュール手帳のコピーを提出している。

しかしながら、C市が保管する「国民年金資格取得・異動届出書」により、申立人は平成8年4月9日に国民年金の加入届出を行い、同年4月1日に強制被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同年5月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金の被保険者資格を喪失する旨の同届出書が申立人の父親により同年6月12日に提出されていることが確認できる。

また、C市が保管する国民年金被保険者台帳により、申立期間直前の平成8年4月の国民年金保険料は納付されていることが確認できるものの、

申立期間は上記の資格異動届出が行われた結果、「被用者年金期間」とされており、申立期間に係る納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い上、仮に申立期間の保険料を納付した場合には、保険料は還付されることとなるが、その形跡は見当たらない。

さらに、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年8月まで

昭和36年か37年ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月、婦人会の集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年か37年ごろ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月、婦人会の集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、当時、申立人の夫は共済組合の組合員であったことから、申立人の国民年金の加入資格は任意となり、任意加入の場合、さかのぼって加入資格を取得することができないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで
申立期間の国民年金保険料について、私は、当時、学生であったので父親が納付してくれていたはずである。父親は、平成11年4月以降については納付していないが、申立期間については納付したと記憶しており、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成7年4月に払い出されていることが確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料は現年度納付が可能であるが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間の保険料納付は確認できないことから、現年度納付はされなかったものと考えられ、申立期間の保険料をさかのぼって過年度納付したとの主張も無い。

また、申立期間の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年5月までの期間及び60年11月から61年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年5月まで
② 昭和60年11月から61年11月まで

申立期間①について、私は、昭和43年ごろ開業医をしていた雇用主宅で国民年金の加入手続を行い、A社会保険事務所（当時）のBという職員に申立期間の国民年金保険料を同僚であるC氏と一緒に納付し、申立期間②については、62年ごろ10万円ほどを納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和43年ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同僚と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成元年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」は、昭和60年11月6日と記載されていることから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時、国民年金保険料と一緒に納付していたとする元同僚の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月ごろD県で払い出されていることがオンライン記録により確認でき、元同僚もその時点まで、国民年

金に未加入であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 62 年ごろ申立期間の国民年金保険料として 10 万円ほどを納付したと主張している。

しかしながら、申立期間②については、申立人が国民年金に加入した上記の平成元年 8 月時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、平成 10 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料 2 万 5,600 円を 11 年 4 月 28 日に、10 年 4 月から同年 12 月までの保険料 11 万 9,700 円を 11 年 6 月 28 日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から12年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から12年9月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続きを行っておらず、区役所から送られてきた納付書により保険料を納付していた。申立期間が免除期間となっていることには納付できないので、調査してほしい。

なお、免除申請書が残っていたら見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除申請手続きを行っておらず、納付書により保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リスト及び同市の電算記録により、申立期間は免除期間であり、保険料の納付済期間となっていないことが確認できる。

また、「国民年金保険料免除申請書」については、保存期限が経過しているため、保存されていないものの、申立人については、平成10年8月から11年3月までは10年9月25日に、11年4月から12年3月までは11年4月9日に、12年4月から同年9月までは同年4月4日に免除申請手続きが行われ、申立人の妻についても、申立期間について同日に同手続きが行われていることが、オンライン記録により確認できる上、申立期間に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の納付記録すべてが漏れるとは考え

難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から50年2月まで

私は、昭和38年ごろ、配偶者も国民年金に加入した方が良いとの夫の勤務先の勧めにより、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月に任意の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、同年3月1日に国民年金の被保険者資格を任意で取得していることが確認でき、これはオンライン記録とも一致しており、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、任意加入の場合、さかのぼって被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1921(事案 1319 及び事案 1678 の再々申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

前回の再申立てについての第三者委員会の回答では、当時の納付記録は OCR で読み取るので間違いは考えられないとされているが、申立期間当時、生活も安定しており、国民年金の資格喪失届を提出していないので、再申立てする。

第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについて、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより、申立人は、昭和 59 年 8 月 7 日に資格喪失していることが確認できるとともに、オンライン記録においても、同日に資格喪失とされていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回の申立てについて、A 市の国民年金収滞納リストの昭和 59 年 4 月から同年 7 月までについては、納付書により金融機関で納付されており、その納付書は、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、入力誤りが生じるとは考え難い上、申立人は同年 8 月 7 日に任意の被保険者資格を喪失していることから、申立期間は未加入期間であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 4 月 8 日から同年 6 月 15 日まで
② 平成 17 年 12 月 15 日から同年 12 月 31 日まで

私は、平成 8 年 4 月 8 日から有限会社 A に勤めたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録では、同年 6 月 16 日から厚生年金保険に加入となっている。また、平成 17 年 12 月 15 日から株式会社 B に勤めたにもかかわらず、18 年 1 月 1 日から厚生年金保険に加入となっている。いずれも勤務した時から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社 A は既に解散しており、社会保険関係資料を引き継いだ医療法人 C の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において株式会社 A にパートとして勤務していたことは確認できる。

しかし、医療法人 C は、正社員及び週 30 時間以上のパートは社会保険に加入させていた旨を回答しているが、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、平成 8 年 6 月 16 日から同年 8 月 15 日まで、株式会社 A が加入していた D 厚生年金基金に加入しており、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚は、申立人が株式会社 A に勤務していたこ

とは記憶しているが、厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできない。

申立期間②について、株式会社Bの人事記録及び社会保険記録を保管しているE株式会社（株式会社Bの一般労働者派遣事業を分割譲渡された事業所）の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、E株式会社に照会したところ、「申立人は、申立期間当時は派遣社員として雇用され、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、厚生年金保険の加入は、平成18年1月1日から同年6月27日までであった。」と回答している上、申立人と同時期に採用された同僚は、「会社からは、厚生年金保険の加入は平成18年1月1日からであり、それまでは時間給である旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、E株式会社が保管している平成18年の賃金台帳には、申立人の入社年月日が平成18年1月1日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この期間は、A株式会社に事務員として勤務していた時期であり、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びオンライン記録から、申立人が勤務していたのは、B市C区にあったA株式会社であったと推認できる。

しかし、A株式会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡及び役員も所在が不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を記憶しておらず、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人について記憶している者は無く、申立期間における申立人の当該事業所での勤務実態について確認することができない。

加えて、上記のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険番号も連続しており欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1961 (事案 517 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 10 月 15 日まで
② 昭和 37 年 10 月 16 日から 40 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A株式会社を退職し、B株式会社に勤務した後、再びA株式会社に再就職したことになっているが、A株式会社に昭和 34 年 4 月 1 日に入社、37 年 10 月 15 日まで継続して勤務し、37 年 10 月 16 日から 40 年 12 月 31 日までB株式会社に勤務していた。申立期間を調査の上、厚生年金被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①については、A株式会社に勤務していた当時の上司及び同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び勤務期間は不明であり、また、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の資料の存否も不明であることから申立てに係る事実は確認できない上、申立期間のうち、昭和 35 年 8 月 15 日から 37 年 6 月 1 日までの期間については、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者としての加入記録が確認できることから、申立ては合理性に欠けること等を理由として、また、申立期間②については、B株式会社の当時の事業主は既に亡くなっており、元役員及び同僚に照会しても申立てについて確認できない上、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 5 日付け年金記録の訂正は

必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は今回、A株式会社の近隣の事業所に勤務し、共に通勤していた知人を新たな証人として、再申立てを行っている。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて再度の調査を行ったが、申立人が記憶する知人からは、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態等の新たな供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間内の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人は昭和34年12月1日に資格喪失し、健康保険証が回収された上、再び37年6月1日に資格取得していることが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人がB株式会社の同僚として記憶している者は、オンライン記録によれば、同社における厚生年金保険被保険者期間が、申立期間①の間である昭和35年7月1日から36年10月1日であることが確認できることから、申立人はB株式会社にオンライン記録どおりの被保険者期間に勤務し、当該同僚の氏名を記憶していたものと推認できる。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和37年6月1日に資格喪失した後、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無いことが確認できる。

申立期間①及び②について、この他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

A株式会社の退職日を平成 9 年 5 月 31 日とする手続きをしたように記憶している。厚生年金保険の資格喪失日が同年 5 月 30 日になっていることは納得できない。申立期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店で平成 9 年 5 月 31 日まで勤務しており、31 日は公休日若しくは年次有給休暇であったので出勤はしていないが、同年 5 月 31 日が退職日であると主張している。

しかし、当該事業所に照会したところ、「申立人がパートタイマーとして勤務していたことは確認できるが、それ以外に当時の関係資料は無い。」と回答している上、申立人が記憶している申立期間当時の上司に照会しても、「申立人の勤務期間を記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、A健康保険組合の被保険者記録及びA企業年金基金の加入者期間履歴では、申立人の資格喪失日がいずれも平成 9 年 5 月 30 日となっており、また、雇用保険の記録では、申立人がA株式会社B支店を同年 5 月 29 日に離職していることが確認でき、これらの記録は、オンライン記録の厚生年金保険

被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A病院に勤務していた昭和 61 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間のうち、61 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険の記録が不明になっている。申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A病院に医師として勤務していたことは、当該事業所の上司及び同僚の供述により推認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る勤務形態が確認できる人事記録は保管されていないが、常勤の医師は全員厚生年金保険に加入させていたので、申立人は非常勤であったと考えられる。」と回答している上、複数の同僚は、「申立人は赴任当初は非常勤の医師で、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の副本によれば、申立人は昭和 61 年 11 月 1 日に資格を取得し、平成元年 4 月 1 日に資格を喪失したことが確認でき、これらはオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ大学医局から派遣され、申立人が前任者であったと記憶している同僚の医師は、「自分は非常勤で厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、同人について当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、申立人は「昭和 61 年分の所得税の確定申告書」を提出し、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、同申告書の社会保険料控除欄の記載額は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたと仮定した場合の合計額よりも大幅に低い額であり、同申告書からは、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A局（現在は、株式会社B）に採用された昭和 39 年 4 月 1 日から臨時補充員として勤務をしたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間になると聞いたことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社D支社が保管している「人事記録」により、申立人は、申立期間において臨時補充員としてA局に勤務していたことは認められる。

しかし、C株式会社D支社及び株式会社Bに照会したところ、「申立期間当時における賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が申立期間当時臨時補充員として勤務していたと記憶している同僚の氏名が記載されておらず、昭和 35 年から 48 年までの間の厚生年金保険被保険者は 35 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した 2 人の記載があるのみで、申立期間当時、申立人を含むすべての臨時補充員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 49 年 11 月 30 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が不明になっている。
勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時A社に勤務していたことは複数の同僚の供述により推認できる。

しかし、A社は昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなっている上、経理担当者も所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人及び同僚が記憶している申立期間当時の複数の同僚の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、申立期間当時、当該事業所においてはすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から40年まで

亡夫の株式会社Aでの厚生年金保険加入の記録が無い。当該事業所に勤務当時の名前は「B」であった。Bの名前で再調査して、申立期間を、厚生年金保険加入の記録として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に照会したが回答を得ることができず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の同僚は、「当該事業所が会社組織になった昭和40年ごろに社会保険に加入した。」と供述しており、別の同僚は、「社会保険に加入するために労働組合をつくって、会社と交渉して社会保険に加入した。」と供述しているところ、オンライン記録では、当該事業所の厚生年金保険の新規適用日は、昭和40年10月19日となっていることが確認できる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、厚生年金保険の適用日に38人が資格取得をしているが、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは

考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月2日から29年7月4日まで

私は、A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間にA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社においてB市C区の施設の新設工事に従事したと主張しているが、D施設の保管する資料による建物の規模等が申立人の供述とほぼ一致していること及び当該事業所に勤務した元同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A株式会社に勤務した上記同僚を含む元従業員に照会したが、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない。

また、A株式会社に照会しても、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A株式会社の前身である合名会社Eにおいて昭和21年4月1日又は同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、26年以降にA株式会社において再度資格取得している従業員が複数確認できる上、申立人に当該事業所への入社を勧めたとしている同僚についても、21年10月1日に合名会社E

において資格を喪失し、28年1月1日に当該事業所において再度資格取得するまでの期間において、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年7月1日から26年6月18日までの期間に、新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できないことから、当該事業所では、理由は不明であるが、当時新たに入社した従業員については、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、A株式会社を退職後にF県G部H課に勤務し、F県営I施設の新設工事に従事したと供述しているが、F県の保管する資料には、同施設の建設工事着工は昭和25年8月10日と記載されており、同年7月2日から29年7月4日までの期間にA株式会社に勤務したとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、A株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1968

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで
株式会社Aを退職し、すぐに昭和 59 年 10 月 1 日にB株式会社に入社したが、当初の3年間については、B株式会社と同じ経営者である株式会社Cから給与支給及び社会保険料の控除が行われていた。添付の源泉徴収票の記載どおり、申立期間の社会保険料は支払っているため、記録を訂正し、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB株式会社に勤務していた旨主張しているが、株式会社Cの事業主及び複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、株式会社Cに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Cにおいて、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、オンライン記録において、株式会社Cは厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人、事業主及び複数の元同僚の供述から、株式会社Cと実質的に同一の事業所であるとされるB株式会社の厚生年金保険の新規適用日は、オンライン記録によると、昭和 62 年 8 月 1 日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、申立人が所持する申立期間に係る「給与所得の源泉徴収票」において、昭和 59 年分の社会保険料の控除額は、申立期間以前に勤務してい

た株式会社Aにおける標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額であり、60年分及び61年分の社会保険料については給与等からの控除分ではなく、申告等による控除分と記載されていることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、複数の元同僚が、「B株式会社に入社した当時には、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、自分で国民年金に加入し、同保険料を納付した。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と氏名の漢字、生年月日及び申立期間当時の住所が一致するが、名前の読みが異なる人物の、昭和59年10月1日から62年8月1日までの期間の未統合の国民年金の記録が確認でき、名前の読みが異なることにより、申立人の加入記録として統合されなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月10日から29年6月1日まで
昭和26年9月10日からA株式会社に勤務し、その後、会社はB株式会社(現在は、C株式会社)に名称変更しているが、社会保険事務所(当時)の回答では、29年6月1日からの厚生年金保険の加入記録となっている。B株式会社の厚生年金保険加入期間証明書(平成2年3月20日発行)では26年9月10日に被保険者資格を取得したことになっている。申立期間について調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における元同僚の供述や申立人の勤務に係る記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A株式会社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、B株式会社(昭和28年8月17日に設立)は、昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A株式会社及びB株式会社において勤務していたとする複数の元同僚は、「当時、業務が多忙であり、同社が全面的な支援を受けていたD株式会社が厚生年金保険に係る事務を代行したのではないか。」と供述しているため、E健康保険組合に照会したところ、「昭和29年11月1日からB株式会社は組合の構成員として事業所編入しているが、それ以前にA株式会社及びB株式会社を組合の構成員としたことは無い。被保険者情報は既に

廃棄済みであり、申立人の情報については不明である。」と回答している。

さらに、B株式会社の事業主は、「全ての書類が保存期限満了のため書類は廃棄済みである。また、申立人が提出した、平成2年3月20日に発行した「厚生年金保険加入期間証明書」についても発行の根拠について不明である。」と回答している。

加えて、複数の同僚から、給与明細書、厚生年金保険被保険者証の提出を受けたが、申立期間当時に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月ごろから 44 年 5 月ごろまで
私は、昭和 42 年 11 月ごろから 44 年 5 月ごろまで A 株式会社に勤務していたが、ねんきん特別便による加入記録には、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 株式会社の複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は、平成 10 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散しており、事業主に照会しても、回答は得られないため、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、元同僚は、「私は、A 株式会社に入社してから 4 年後に厚生年金保険に加入している。」と供述している上、別の元同僚は、「厚生年金保険には希望者のみ加入していた。」と回答しており、同社においては、必ずしもすべての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の元同僚に照会したが、申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において健康保険整理番号に

欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人が記憶する同僚の氏名についても確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月31日から同年12月1日まで
昭和21年2月1日から22年5月31日までA株式会社で勤務しており、途中で退職したことも、就業場所や勤務形態が変わったことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申立期間当時の同僚10人に照会し、8人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は昭和21年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月1日に別番号で被保険者資格を取得するまで、申立期間において、申立人の氏名の記載は見当たらず、健康保険の整理番号は連続し、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月21日まで
A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、私には、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、短期脱退手当金が支給されたことを示す「脱手 10 か月 17 円 21. 5. 29 49 条の3」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金支給額は、法定支給額に一致し、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和21年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みとされているが、私には、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当金」、「11,008 円」、「32. 11. 2」と記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 32 年 11 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 2 日から 29 年 7 月 1 日まで
(A株式会社B工場)
② 昭和 30 年 5 月 15 日から 33 年 5 月 1 日まで
(C株式会社)

A株式会社及びC株式会社の厚生年金保険被保険者期間について、それぞれ、脱退手当金が支給済みとされているが、私には、受給した覚えが無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」、「資格期間 39」、「支給金額 2,158 円」、「支給年月日 30. 5. 10」等と記載されている上、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 30 年 5 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間②について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 9 月 6 日に支給決定されており、当時は 20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1975

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 17 日から 47 年 11 月 1 日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）C支店の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 47. 11. 14 D 社会保険事務所」、「現金 47. 12. 7 支払済」の押印が有るとともに、昭和 47 年 12 月 7 日に脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び捺印が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 47 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 21 日から 55 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、個人事業所のA及び法人化後のB株式会社で勤務していた期間について、加入記録が無いことが分かった。申立期間については正社員として同社に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する個人事業所のA及び法人化後のB株式会社は、商業登記簿謄本の記載から、事業所の名称は株式会社Bであることが確認できる。

また、上記登記簿において、申立人が株式会社Bの取締役就任していること及び同社の元取締役等の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記登記簿の記載によると、株式会社Bは昭和 55 年 8 月に解散しているため、申立期間当時の勤務記録や給与台帳等の資料が保管されておらず、当時の事業主も既に亡くなっており、申立人の勤務実態や給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、株式会社Bの従業員数は3人程度であった旨主張しているところ、当時の事業主の妻である元取締役は、「当該事業所は従業員数が少なかったため、厚生年金保険の強制適用事業所には該当せず、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、オンライン記録におい

ても、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

さらに、申立期間当時の事業主を含む取締役についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 4 年 12 月 31 日まで
昭和 63 年から平成 4 年まで株式会社A (現在は、B 株式会社) C 支店に正社員として雇用され、D 駅前の E の警備員として継続して勤務をしたが厚生年金保険が未加入となっている。平成 2 年 6 月 1 日付けの「E 警備隊長を命じます」との辞令を所持しているので、調査して、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社が保管している申立人に係る「人事稟議書」によると、入社年月日は平成 2 年 4 月 21 日、退職日は 4 年 12 月 21 日と記載されており、元同僚が同社の派遣社員として F 県 G 市の E に勤務していた旨供述していることから、申立人は申立期間のうち一部期間において、当該事業所に警備員として勤務をしていたことは推認できる。

しかし、上記「人事稟議書」によると、申立人の職種は保安アルバイトであり、B 株式会社の人事担当者は「原則としてアルバイトについては社会保険の手続きはしていない。」と回答している上、元同僚に照会しても申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「前職の H 株式会社を昭和 58 年 12 月に退職後は、健康保険は長男の扶養家族になっている。」と供述している上、オンライン記録により申立期間において、申立人がその長男の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申

立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険証の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。